

# 日中一時支援事業の利用状況について

平成23年10月14日

三条市地域自立支援協議会連絡調整会議

# 1 日中一時支援事業について

## (1) 日中一時支援事業とは…

障がい者等へ日中活動の場を提供するとともに、障がい者等を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障がい者などを日帰りで施設などで一時的に預かり、見守り等の支援を行うサービス。

## (2) 対象者は…

- ・新潟県療育手帳制度要綱(平成6年障第511号)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいの判定を受けた者
- ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において重症心身障がいの判定を受けた者
- ・身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がいを持つ者(発達障害者支援法に規定する発達障がいを持つ者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。)

## 2 現在の利用状況について

### (1) 平成21年度と平成22年度の利用状況について

資料3参考 参照

平成21年度の地域自立支援協議会において、日中一時支援事業の実績報告をさせていただいていたが、平成21年度と平成22年度を比較すると全体的に増加傾向にある。

特に、障がい児(18歳未満)の長期休暇時(8月・3月)の利用については、実人数、延べ利用回数共に顕著な増加が見られる。

## (2) 今年度の夏休み中の利用状況について

例年、特別支援学校ではサービスの情報提供等しているということであったが、今年度は、特に「日中一時支援事業を利用し、様々な施設を見たり、施設に慣れるようにした方が良い」という学校側の助言を聞いた保護者が、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所へ飛び込むというケースが多かった。

下記の表から分かるように、障がい福祉サービス事業所でいわゆる「事業所の体験目的の利用者」による大きな影響はなかったものの、資料3参考から分かるように障がい児の長期休暇の利用者は年々増加しており、今後も増加することか予測される。

※相談支援事業所では、事前に定員がいっぱいと聞いていた事業所に、利用調整の依頼はしなかった。

【市内日中一時支援事業実施事業所の今年度の夏の利用状況について】

事業所名	体験目的の利用者 (実人数)	定員	サービス提供状況 (利用調整や断り)
A事業所	5名程	6名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土日、盆前後には断るケースもあった。</li> <li>・職員体制上、定員に達していなくても断ることがあった。</li> <li>・マンツーマン対応のケースがあると、定員に関わらず、人数を調整している。</li> <li>・利用曜日を指定する利用者が増えてきている。</li> </ul>
B事業所	2名 (見学者1名)	5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2名断った。</li> <li>・職員が慣れていないため、定員一杯まで受けることができなかった。</li> </ul>
C事業所	8名 (うち2名は新規) ※近隣市町村から利用する人もいた。	4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規利用者については、日数や時間数の調整をすることがあった。</li> <li>・当事業所だけでは足りず、他事業所を利用した人もいた。</li> <li>・利用の多くは「生活リズムを整えたい」という理由で利用している。</li> </ul>
D事業所	把握していない	6名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日に4、5名体験利用者がいることもあったが、レスパイト目的の利用希望者と重なることはなく、利用を調整することはなかった。</li> </ul>
E事業所	3人 (今年卒業予定)	5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「暇だから」という理由で体験している人が2人いた。</li> <li>・定員に達していないため、利用を調整することはなかった。</li> </ul>

### 3 今年度の試み

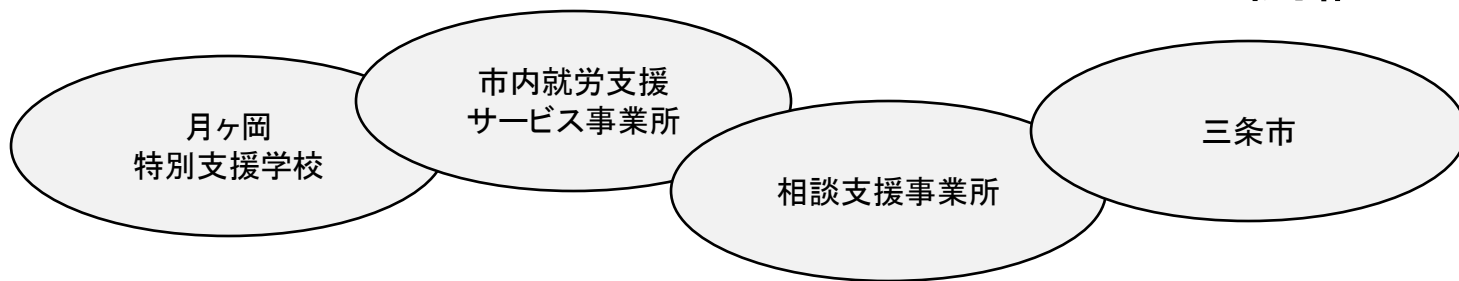
特別支援学校卒業後の進路に関して、

関係機関での十分な連携が図られていないのでは？



情報交換会  
の開催

参集者は...



★今回、改めて情報共有の必要性を確認することができた。

★今後は、更に連携できるような仕組の構築等に連絡調整会議を中心として取り組む。

★月ヶ岡特別支援学校では、夏休み中に日中一時支援事業を利用し、様々な施設に体験に行くよう助言していることが分かった。(事業所の体験目的)

しかし、そもそも本来の日中一時支援事業の目的と異なる利用の仕方でも、日中一時支援として利用を認めて良いものだろうか・・・？

・このままのペースで利用者が  
増加すれば、定員オーバーに  
なるのでは？

・体験目的の利用が増えることで、  
本来の目的で利用したい人が利用  
できないことが出てくるのでは？

・本来の目的に沿った利用者しか  
申請(利用)できないの？

・事業所の体験利用のニーズ  
があった場合はどうするの？

・体験目的で利用する場合、給付日数を  
1日程度と短めに支給決定する？

・利用を制限すること自体良いことなのか？  
それとも、悪いことなのか？

・三条市独自のルールづくりが  
必要なのか？

**日中一時支援事業**